

配偶者控除と配偶者特別控除の見直しについて

－平成31年度の市・県民税から適用開始－

見直しの内容

平成29年度税制改正で配偶者控除が改正され、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。また、配偶者特別控除についても改正され、対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に引き上げられ、配偶者控除と配偶者特別控除ともに納税義務者の合計所得金額により控除額が細分化されます。

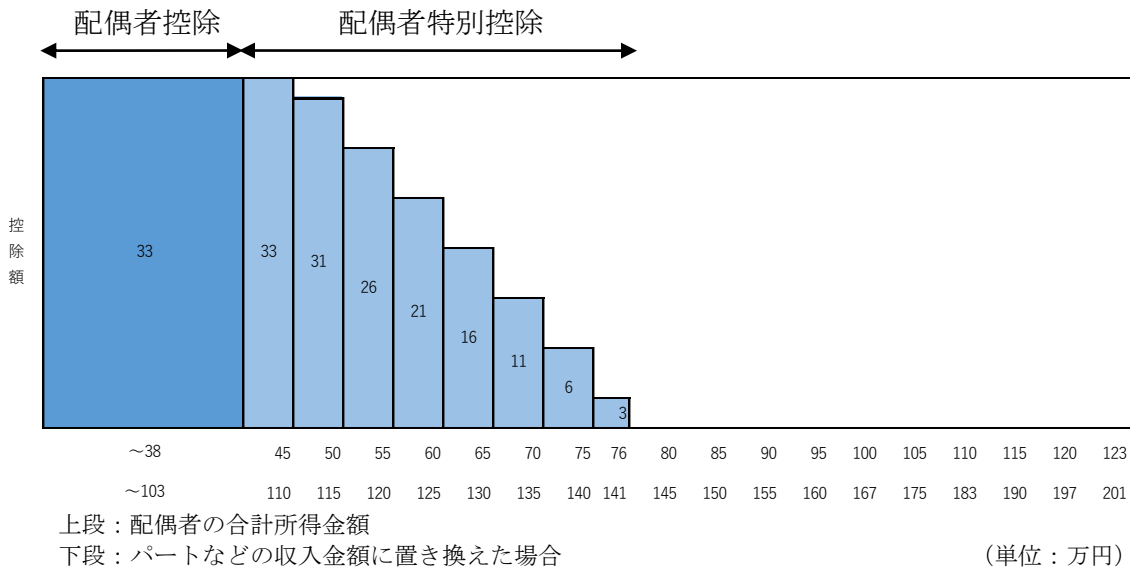
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除 (38万円以下)	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 (38万円超 123万円以下)	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除及び配偶者特別控除について納税義務者の所得制限あり（1,000万円以下）

見直しのイメージ図

※図は納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合の、市・県民税における一般の配偶者控除と配偶者特別控除額

【改正前】



【改正後】

